

手当証書を破損したり、汚したとき	証書再交付申請書
氏名・住所・支払金融機関・印鑑が変わったとき	氏名・住所・支払金融機関・印鑑変更届 (届が遅れたり、しなかった場合、手当の支払が遅くなる場合があります。)

※届出の用紙は、町村役場に用意してあります。

ご注意を!!

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくことになりますので、御注意ください。

- 1 婚姻の届出をしたとき。
- 2 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（生計を同じくする異性と同居又は、同居がなくとも、ひんぱんな訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）になったとき。
- 3 あなたや児童が、年金（国民年金、厚生年金など）を受けることができるようになったとき。
- 4 児童が、父又は母が受ける公的年金の加算対象となったとき。
※障害基礎年金については、平成23年4月から運用の見直しを実施され、「子の加算」と「児童扶養手当」を選択できる場合があります。
- 5 児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき。）。
- 6 児童が、児童福祉施設に入所したり、転出などにより、あなたが監護又は養育しなくなったとき。
- 7 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父又は母が帰宅したとき（遺棄のときは安否を気遣う電話、手紙など連絡があった場合を含む。）。
- 8 その他支給要件に該当しなくなったとき。

- **手当証書**：証書は、手当の受給資格を証する書類ですから、受領後大切に保管してください。証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。
- **罰則**：偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。